

「消費者庁 新未来創造戦略本部」について

令和元年 8 月 19 日
消 費 者 庁

【ポイント】

- ・ 2017 年 7 月に徳島県に設置した消費者行政新未来創造オフィスにおける取組は消費者行政の進化に寄与。
- ・ 2020 年度以降は、恒常的な拠点とし、名称を「消費者庁 新未来創造戦略本部」とする。
- ・ 同本部は、①全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点、②消費者政策の研究拠点及び③新たな国際業務の拠点とする。また、災害時のバックアップ機能を担わせるとともに、働き方改革の拠点としても位置付ける。

<経緯>

消費者庁では、2016 年 9 月 1 日のまち・ひと・しごと創生本部決定「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（以下「2016 年決定」という。）に基づき、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点として、2017 年 7 月 24 日に消費者行政新未来創造オフィス（以下「オフィス」という。）を、徳島県庁舎 10 階に設置した。

2016 年決定では、「「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の取組は、徳島における同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけ、3 年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。検証・見直しは、今後の徳島県を中心とする交通・通信網、消費者行政を支える人的資源とそのネットワーク及び政府内の各府省庁共通のテレビ会議システムなどの整備状況のほか、同オフィスの設置が消費者行政の進化や地方創生にどの程度貢献したかの実績を踏まえて行う。」とされた。

また、2019 年 6 月 21 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」（以下「2019 年方針」という。）では、「消費者庁については、2017 年 7 月に徳島県において開設した「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県を実証フィールドとした新たな分析・研究プロジェクト等を実施する取組を進め、成果をあげてきた。この成果を踏まえた同オフィスの機能の充実と規模の拡大を見据え、消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点を 2020 年度に発足させるために必要な調整を進め、消費者行政を進化させるとともに地方創生に貢献していくことを目指す。」とされている。

今般、2019 年方針に沿った形で、消費者委員会の意見も踏まえつつ、新たな拠点について検討した。

<オフィスの成果と課題>

2016年決定に基づき、オフィスの活動を検証した消費者委員会消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会報告書によれば、

- ①消費者庁の取組については、「全体として見たときには、今後、国及び全国の地方公共団体における消費者行政に展開・活用できる可能性を有する成果を上げているという意味で、消費者行政の進化に寄与するもの」とされた。
- ②独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の取組については、「研修事業において徳島県において研修を実施することについて一定のニーズがあること等を明らかにしたことや、商品テストにおいて徳島県を実証フィールドとして活用できることを明らかにしたことなどの点で、消費者行政の進化に寄与するもの」とされた。

一方、「研修事業については受講者数、運営の効率性及び研修内容の充実性について課題があり、特に受講者数との関係では成果として不十分といわざるを得ず、また、商品テストについては、実証フィールドの活用が必要なテーマが限定的であること、調査結果の地域的特性の影響の補正が必要であること、及び、商品テスト全体の効率的な運用への影響が懸念されることといった課題があるため、それぞれ既述のとおり見直しが必要」とされた。

<消費者行政の進化以外の面について>

2016年決定では、検証・見直しの際に踏まえるものとして、消費者行政の進化以外には、今後の徳島県を中心とする交通・通信網、消費者行政を支える人的資源とそのネットワーク、政府内の各府省庁共通のテレビ会議システムなどの整備状況、及びオフィスの設置が地方創生にどの程度貢献したかが挙げられている。地方創生以外については特段の大きな進展があったとはいえない一方、地方創生については、オフィスの設置や研修事業によって新しい人の流れの創出に貢献するとともに、徳島県における消費者行政の進展や、国の政策立案に資する取組が行われたことが地域の活性化につながったと考えられる。したがって、オフィスの設置による地方創生への貢献には一定の効果があったとみられる。

<新たな拠点についての基本的な考え方>

- (1) 2016年決定に基づいて検証・見直しをした結果、徳島県や周辺地方公共団体からの協力もあり、オフィスにおけるモデルプロジェクトや調査研究を通じて消費者行政の進化には大きな効果がみられた。したがって、2020年度から、引き続き徳島県からの協力を得ながら、現在のオフィスを発展させ、国内外の産官学民による、新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造及び発信・交流の拠点とする。本拠点は、2019年方針を踏まえ、消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的な拠点とし、名称

- を「消費者庁 新未来創造戦略本部」（以下「戦略本部」という。）とする。
- (2) 戦略本部は、オフィスの成果を踏まえ機能を充実し、①全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点、②消費者政策の研究拠点とするほか、本年9月の国際会議の開催を受け③新たな国際業務の拠点とする。戦略本部は、オフィスの成果をいかして高いレベルから都道府県に働き掛け、地方との連携強化を進める拠点ともする。あわせて、首都圏における大規模災害発生時の消費者庁のバックアップ機能を担うとともに、引き続き、消費者庁の働き方改革の拠点としても位置付ける。
- (3) 個々の機能については、以下のとおりとする。
- ①モデルプロジェクトについては、徳島県において、全国に先駆けて県内全高校で消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業を行うなど、他の都道府県のモデルとなる事業が行われ、成果を挙げている。今後も徳島県を実証フィールドとするなど、モデルプロジェクトを進めていくことは、消費者行政の進化にとって有用である。
- ②デジタル化や国際化の進展、高齢化や消費の多様化等、消費者を取り巻く環境が日々刻々と変化する中で、今後、中長期的な視野で消費者政策を強化するためには、政策立案に資する戦略的研究機能を充実させていくことが必須である。オフィスでは、徳島県や周辺地域を実証フィールドとして活用しつつ、この2年間調査研究を行って専門家から高く評価される成果も出たところ、今後は、戦略本部に、専門的な研究部門として「国際消費者政策研究センター」を設け、研究機能を強化する。
- ③本年9月に、消費者庁設置後10年を迎えるところ、初めて主催する国際会議となるG20消費者政策国際会合を徳島県と共催する。本会合を手始めに、消費者庁としては、海外の消費者政策の動向や研究成果を長期的な消費者政策にいかせるよう、国際交流や国際共同研究といった新たな国際業務を強化していく必要があるところ、同センターを中心に実施していく。
- (4) なお、これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務（国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等）は東京で行うと2016年決定でされたところ、今後も引き続き東京で行う。
- (5) 徳島県で行われてきた国民生活センターの事業のうち、研修事業については、これまでの徳島県での開催により地元開催へのニーズが高いことが確かめられたことから、全国的に地方開催研修を拡充するとともに、内容やコース数を見直し、徳島県にふさわしい研修については、引き続き徳島県内で開催する。商品テストについては、これまでの実施状況を見直し、今後は、必要に応じて徳島県内を実証フィールドとして活用する。

<体制>

消費者行政の発展・創造のためにふさわしい体制となるよう、高いレベルから調整を行い、参事官に代わって現地を総括する戦略本部の次長として審議官を置くことを検討する。また、人員規模を拡大し、引き続き消費者庁のほか、徳島県等の協力を得ながら、徳島県及び周辺地域の行政、企業、学術機関等からの人材も含めた多様な人員構成とし、人材交流・人材育成の拠点としても位置付ける。